

認証局の種別と関連制度

2018年3月5日

タイムビジネス協議会
セコムトラストシステムズ株式会社

西 山 晃

■ 電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律2001年4月1日施行）の概要

（定義）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が**当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの**であること。
- 二 当該情報について**改変が行われていないかどうかを確認することができるもの**であること。
- 2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。
- 3 この法律において「**特定認証業務**」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

- ✓ 電子署名には、「**署名者本人が行った事**を示すことができる機能」と「**改ざん検知機能**」が必要
- ✓ 本人だけが行うことができるものとして定められた電子署名の基準が「**特定認証業務**」（公開鍵暗号方式）

第二章 電磁的記録の真正な成立の推定

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について**本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）**が行われているときは、**真正に成立したものと推定する。**

- ✓ **署名者本人が電子署名を行った電子文書は、真正に成立ものとみなされる推定効が働く**

第三章 特定認証業務の認定等

第一節 特定認証業務の認定

（認定）

第四条 特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

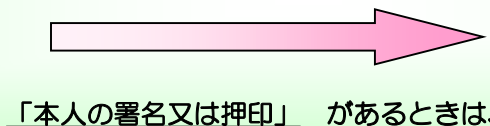
■ 電磁的記録の真正な成立の推定

平成23年度 電子署名・認証業務普及セミナー
経済産業省講演資料より

〔手書きの署名・押印〕

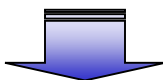
○ 民事訴訟法第228条第4項

「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」



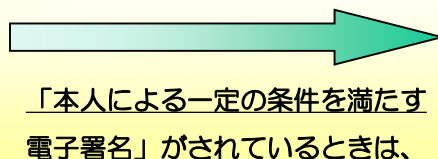
文書の真正な成立（本人の意思に基づき作成されたこと）の推定

類似の仕組みを導入



○ 電子署名及び認証業務に関する法律第3条

「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」



電磁的記録の真正な成立の推定

〔電子署名〕

■ 電子署名と認証業務

署名法 第2条1項の電子署名

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

署名法 第2条3項の特定認証業務

電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。



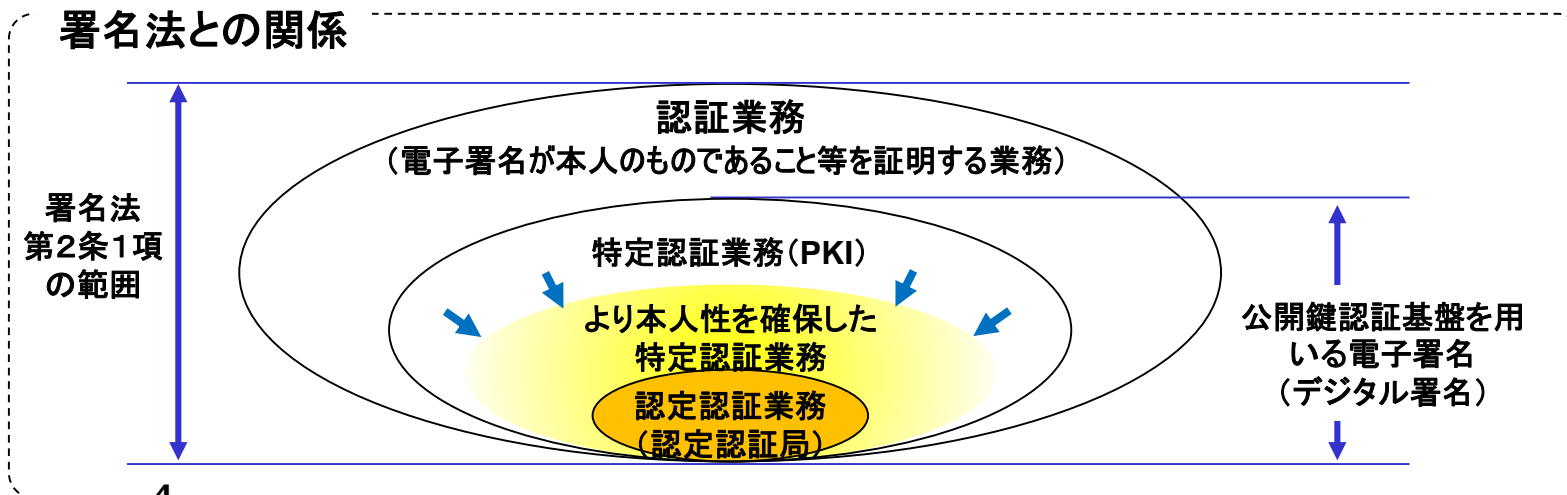
署名法 第3条 電磁的記録の真正な成立の推定

本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。



署名法 第4条 特定認証業務の認定

特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。



● EUのTrusted List の作成スキームの例

平成28年度 電子文書の保管におけるタスクの進捗状況に関する調査報告(総務省) より抜粋

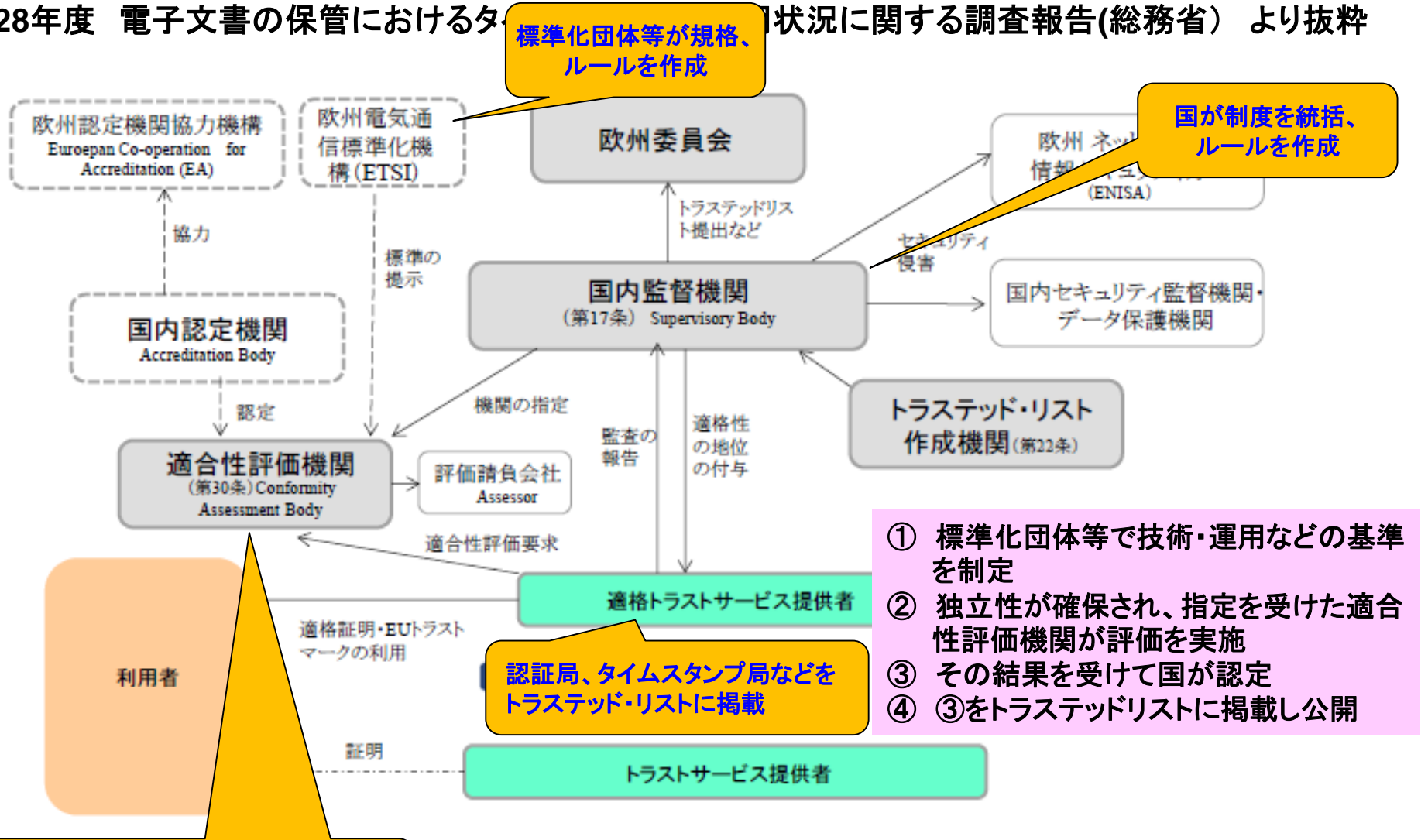


図 適格性の地位に関するスキーム

トラストサービス提供者とは独立している評価機関が指定を受け、適合性評価を実施

● 日本の認証局にあてはめると(1)

・認定認証局

基準: 電子署名法の認定基準(署名法施行規則、特定認証業務の認定に係る指針、調査票)に基づく

適合性評価: 指定調査機関(JIPDEC殿)

適合性評価機関の独立性: あり

認定者: 主務大臣(総務省、法務省、経産省)

公開: 官報、主務省のホームページ

・パブリック認証局

基準: 米国公認会計士協会及びカナダ勅許会計士協会によって共同開発された電子商取引認証局監査プログラム
(**WebTrust for CA監査**) 又は欧州電気通信標準化機構の規格に基づく **認証局のETSI監査**

適合性評価: WebTrust、ETSI指定または、国内認定機関から認定を受けた適合性評価機関

適合性評価機関の独立性: あり

認定者: マイクロソフトや主要なインターネットブラウザベンダーがルート証明書を組み込み

公開: インターネットブラウザに組み込まれた「信頼されたルート認証機関の証明書」として公開

・アドビ社の製品に登録された認証局

基準: WebTrust for CA監査または、認証局のETSI監査または、EUのTrusted Listの掲載

適合性評価: WebTrust、または、ETSI指定適合性評価機関、Trusted Listの適合性評価機関

適合性評価機関の独立性: あり

認定者: アドビ社

公開: アドビ社の製品に組み込まれた「Adobe Approved Trust List」に登録された認証機関の証明書として公開

● 日本の認証局にあてはめると(2)

・特定認証業務

基準:署名法施行規則第二条の暗号アルゴリズムの指定のみ、**認証局自身の設備、運用基準は無い**

適合性評価:なし

適合性評価機関の独立性:

認定者:なし

公開:なし

最近の試みのご紹介(まだ、1つの認証局しか登録されていませんが...)

・JCANTラステッド・サービス登録の認証局

基準:JCANTラステッド・サービス登録(認証局)の審査基準(JIPDEC殿で制定)

適合性評価: JIPDEC殿

適合性評価機関の独立性:JIPDEC殿による制度

認定者: JIPDEC殿 **公開:**JIPDEC殿のホームページ